

令和5年度埼玉県ウェブチャットによるDV相談業務委託 プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、令和5年度埼玉県ウェブチャットによるDV相談業務委託に関して、受託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の名称

令和5年度埼玉県ウェブチャットによるDV相談業務委託

3 委託業務の内容

(1) 相談窓口の名称

「DVお悩みチャット@埼玉」

(2) 業務内容

- ア ウェブチャットによる相談体制の構築
- イ ウェブチャットによる相談に対する助言等の対応
- ウ 相談内容の記録及び委託者への報告
- エ 相談窓口案内に関する広報
- オ その他、ウェブチャット相談事業の実施に付随する業務

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5 相談実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの日曜日、水曜日、金曜日を含む週3日以上実施する。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

6 相談時間

午後3時から午後9時まで

※相談受付時間は、相談開始時間から終了30分前とする。

7 委託上限額

24,920千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

- ・ 委託費は業務に係る契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出

された場合に限り、埼玉県ウェブチャットによるDV相談業務委託候補者審査委員会(以下、「審査委員会」という。)での審査及び契約締結が可能となります。

- ・ 見積書が上限額を超えた場合には審査を行いません。
- ・ 企画提案が採用された事業者に対しては、業務内容を調整のうえ、再度、見積書の提出を依頼する場合がある。

8 業務委託候補者の選定方法

受託希望者から企画提案を受ける公募型プロポーザル方式により行う。

プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、審査委員会が、最優秀提案者を委託候補者として決定する。

9 プロポーザル参加資格要件

(1) 応募者一般資格要件

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを開始していない者であること。

エ 本業務の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年4月1日施行)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

オ 本業務の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日施行)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

カ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和2年3月31日付け埼玉県告示第277号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・制作並びにその他の役務」の「その他の業務」(大分類)に登録され、A等級に格付けされた者であること。

(3) 緊急時、速やかに対応できる者を確保でき、セキュリティ管理体制が整っている者であること。

(4) 委託者が提示する基準を満たす相談員及びスーパーバイザーを選任し、所定の人員配置ができる者であること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC 27001」の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)からプライバシー

シーマークが付与されている者であること。

- (6) 本事業の実施について、委託者からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。

10 公募型プロポーザル参加申込手続

(1) 参加申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 参加申請書（様式第1号）

(イ) 「登記事項証明書」

提出日において発行日から3か月以内のもの

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

(ウ) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の未納がないことを証する書類（納税証明書）

(エ) 9（4）の「ISO/IEC 27001」の認証又はプライバシーマークが付与されていることを証するもの（写し）

イ 提出部数 各1部

ウ 提出期限 令和5年3月3日（金） 午後4時まで（必着）

エ 提出場所

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課DV対策担当（埼玉県庁本庁舎3階）

オ 提出方法

電子メール、郵送もしくは持参により提出すること。郵送する場合は配送記録の確認が可能な郵送方法（簡易書留等）とすること。なお、電子メールの場合は「17 問い合わせ先」へ、送信後に電話連絡すること。

カ その他

事業説明会は実施しない。

(2) 企画提案書等の提出

企画提案書及び添付する資料は別紙「令和5年度埼玉県ウェブチャットによるDV相談業務委託仕様書」に基づいて、下記の項目を盛り込み作成すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書表紙（様式第3号）

(イ) 企画提案書添付書類（様式任意（A4判横で作成すること））

a 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び重要ポイント等

b 事業内容

実施に関する具体的内容、事業スケジュール、相談窓口認知度向上のための広報手法、提案事項（仕様書に記載されていない新たな取組の追加提案も可）

等

c 実施体制

事業実施のための組織体制、組織図、担当者数等

d 業務実績

国または地方自治体等の公的機関から委託を受けた類似業務について、受託業務名、委託者、契約期間、契約金額、業務内容を記載すること。また、その他本事業に関係する類似業務について該当がある場合は記載すること。(それぞれ最大5件まで)

e ウェブチャットに必要なチャットシステム概要

使用するソフトウェア、実施体制、システム運用、保守、セキュリティ対策、チャット画面のイメージ等

(システム運用等について再委託する場合は再委託先会社概要)

f 会社概要

提案者名、本社所在地、会社の設立年月、従業員数、資本金、最新年度の売上金、業務内容、ホームページアドレス、本県を担当する支社(支店)名を記載すること。

(ウ) 見積書(様式任意)及び見積内訳書(様式任意)

・見積書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

・見積内訳書の作成に当たっては、人件費、社会保険料、交通費、報償費、消耗品費、通信費、使用賃借料等に区分し、全て単価を計上すること。

・本業務を受託した者(以下、「受託者」と言う。)が再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額(総額及び積算)を明記すること。なお、再委託先の金額が受託者の金額を上回らないこと。

(エ) その他

提案事業に係る既存事業の広報媒体(印刷物)等

イ 提出部数

各6部(1部は正本、他5部コピー可)

すべてホチキス2か所止めとし、ホチキス止めできないものは、別に各6部提出すること。

ウ 提出期限

令和5年3月7日(火)午後5時まで(必着)

エ 提出場所

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課DV対策担当(埼玉県庁本庁舎3階)

オ 提出方法

郵送もしくは持参により提出すること。郵送は配送記録の確認が可能な郵送方法(簡易書留等)とすること。

カ その他

(ア) 提出書類は理由を問わず返却しない。

(イ) 提出した企画提案書等は、埼玉県情報公開条例(平成16年埼玉県条例第65号)に基づく情報公開請求の対象となる。

11 質問及び回答

(1) 質問事項は、質問書(様式第2号)に内容を簡潔に記載し、令和5年2月24日(金)17時までに人権・男女共同参画課DV対策担当に電子メールで送付すること。

提出先アドレス: a2250-03@pref.saitama.lg.jp (電話・FAX不可)

(2) 回答は、令和5年2月28日(火)午後5時15分までに県HPに公開する。

12 プレゼンテーション及び提案書類の審査

(1) 開催日時 令和5年3月10日(金)

(2) 実施方法 Zoomによる説明

詳細については、後日、企画提案書等を提出した者に対し、電子メールにて連絡する。

(3) 説明時間 各提案者とも30分程度

(プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度)

(4) 説明資料 事前に提出した資料のみとする。

(5) 審査基準

「別表 企画提案に係る審査基準」のとおり。

(6) 委託候補者の選定

選定委員会の各委員が、審査基準により提出された企画提案書を審査し、委員の評価点数の合計が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を委託候補者とする。

なお、企画提案書を提出した者が1者のときは、審査において提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当である認められた場合に、当該企画提案書等を提出したものを委託候補者として選定する。

(7) 審査結果

審査の結果は、令和5年3月14日(火)までに電子メールにて参加者全員に通知する。

(8) 留意事項

ア プレゼンテーションの内容は既提出の企画提案書に基づくものとし、訴求したい点等について説明すること、提出済以外の資料による説明や企画提案書に記載のない新たな提案等を審査当日に行うことは認められない。

イ プレゼンテーションに参加しない者については、契約の候補者には選定しないも

のとする。

ウ 企画提案者は他の提案者の企画提案を傍聴することができない。

エ 企画提案者はZ o o mのインストール等の企画提案に必要な準備を前日までに行うこと。

オ プレゼンテーション中は、企画提案者に画面共有の権限を付与するので、必要に応じて操作を行うこと。

(9) 費用負担 説明会に参加するために要する費用は、参加者の負担とする。

13 審査対象からの除外

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (3) 他の参加者と提案内容やその他本入札に関して相談を行った場合
- (4) 委託候補者の選定前に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 選定委員会に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- (6) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (7) その他、執行者があらかじめ指示した事項に違反したとき

14 契約の締結

委託候補者は、提出書類に基づき、委託業務仕様書について協議するものとし、委託元と委託候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に、委託契約を締結することとする。

委託候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に候補者に事故等が発生した場合は、審査結果が次点の者を委託候補者として改めて協議を行う。

なお、協議の結果、企画提案書等の内容の一部を変更する場合がある。

15 契約保証金

- (1) 上記 14 により委託元と合意に達した委託候補者（受託予定者）は、埼玉県財務規則第 8 1 条第 1 項の規定により、契約締結の日までに契約保証金を納付すること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第 8 1 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部または一部を免除する。

16 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守
受託者は関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることは

できない。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、令和5年度埼玉県ウェブチャットによるDV相談業務委託仕様書に基づき、その取扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

17 その他

業務委託に関する予算は、現在、埼玉県議会定例会において令和5年度埼玉県一般会計予算案として審議している段階にあるため、当該予算案が可決・成立しない場合又は予算額に減額等があった場合は、今回の企画提案による業務委託の調達手続を延長し、又は停止する。

なお、上記に伴い、企画提案参加者又は受託予定者に損害が生じた場合であっても、本県はその損害について一切の負担を行わない。

18 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎3階

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 DV対策担当 河合・古賀

電話：048-830-2925

メール：a2250-03@pref.saitama.lg.jp